

報告第1号

専決処分したものにつき承認を求めるについて

加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）等の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成21年4月23日提出

加西市長 中川暢三

専決第1号

専 決 処 分 書

加西市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）等の一部を改正する必要が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

加西市長 中川暢三

加西市税条例等の一部を改正する条例

(加西市税条例の一部改正)

第1条 加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第4項中「第5号の5様式」の右に「、第5号の5の2様式」を加える。

第54条第7項中「施行規則第10条の2の9」を「施行規則第10条の2の10」に改める。

第56条中「第9号」の右に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の9に規定する医療法人」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第58条の次に次の1条を加える。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第59条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

第93条第2項中「民法」の右に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第9条の3第2項中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第12条中「、第15条の3又は第39条第5項」を「又は第15条の3」に、「、第15条の3若しくは第39条第5項」を「若しくは第15条の3」に改める。

附則第12条の2第3項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第6項中「施行規則附則第7条第7項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に改め、同条第7項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改める。

附則第12条の3を削る。

附則第13条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の2の見出しを「(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第13条の3を削る。

附則第14条(見出しを含む。)中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第14条の3中「地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条」に改め、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第15条(見出しを含む。)中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第15条の3を削る。

附則第17条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第18条の4第3項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中

「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 19 条第 3 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 19 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 21 年度」を「平成 26 年度」に改める。

附則第 20 条第 5 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 20 条の 5 第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 5 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 20 条の 7 第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 7 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第 5 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 7 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

附則第 21 条の前の見出し及び同条から第 23 条までの規定中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 24 条中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、「この項において」を削る。

附則第 24 条の 2 及び第 24 条の 3 中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 25 条（見出しを含む。）中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

附則第 30 条中「第 30 項、第 34 項、第 37 項、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項から第 48 項まで、第 51 項、第 53 項から第 59 項まで若しくは第 61 項」を「第 29 項、

第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

附則第31条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に、「法附則第25条の2において読み替えて準用する法附則第18条の3」を「法附則第25条の3」に改める。

（加西市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 加西市税条例の一部を改正する条例（平成20年加西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第19項及び第20項」を「次条第17項及び第18項」に改め、同条第3号中「第13項」を「第11項」に改め、同条第4号中「次条第14項から第18項まで」を「次条第12項から第16項まで」に改める。

附則第2条第6項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第9項中「（次項及び第12項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項を第12項とし、同条第15項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第20条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第2条第15項」を「附則第2条第13項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「第15項」を「第13項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第15項」を「第13項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とし、同条第20項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第18項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第3項の規定は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の市税条例附則第12条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する規定は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）等の一部を改正する必要が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

【改正要旨】

市民税関係

①優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長する。 (附則第19条2関係)

②平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%の軽減税率（県民税1.2%、市民税1.8%）とする。

(平成20年条例第16号施行附則第2条の改正関係)

固定資産税及び都市計画税関係

①平成21年度の固定資産税の評価替えに伴い、関係規定を整備するとともに、現行の負担調整措置を維持することとする。

(附則第13条～第17条の2、附則第21条～25条)

②法律に基づく特例措置等の改廃に伴い、関係規定を整備する。

(1) 医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産税に係る非課税措置について、新たに社会医療法人、非営利型一般社団・財団法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会又は国家公務員共済組合及びその連合会が設置する場合も非課税。 (第56条関係)

(2) 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設。 (第58条の2関係)

(3) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者が建設した一定の文化学術研究交流施設の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例の廃止。

(附則第12条関係)

(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象に一定の政府の補助を受けた貸家住宅を追加。 (附則12条の2関係)

③その他

法律の改正に伴う所要の改正を行う。